

第3回

防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会

(平成27年7月23日)



防衛省コンバット・メディカルコントロール(仮称)体制(案)

コンバット・メディカルコントロール: Combat Medical Control (CMC)

防衛省コンバット・メディカルコントロール(仮称)体制(案)について
説明し、議論していただくもの

※(仮称)の表記は以後省略



第一線における適確な救命のため第一線救命隊員が 実施する医療行為の質を保証する体制について

(一部改)第2回検討会資料

医官の具体的な指示を得ることに関する有事と平素の状況の違いについて

- 平素と異なり、第一線においては医師の具体的な指示に基づいて処置を行うことが困難と想定される状況が生起

医官の具体的な指示が得られず、あらかじめ準備したプロトコールに則って医療行為を実施する場合

- 平時の病院前救護と異なった処置基準(医官の包括的な指示)の策定が必要

医官の具体的な指示の有無に関わらず第一線救命隊員が医療行為を行う上で必要な事項

- 医官の具体的な指示の有無に関わらず、第一線救命隊員に対する第一線救護のための教育訓練、評価体制
- 実施した医療行為を収集・分析・検証し、じ後の医療行為への反映
- 第一線救護における国内外の研究成果を継続的に反映すること

第3回検討会にて(案)を提示



- ◇案:防衛省コンバット・メディカルコントロール(CMC)(仮称)体制
- ◇案:有事緊急救命処置(仮称)のプロトコール
- ◇案:教育カリキュラム
- ◇案:第一線救命隊員(仮称)の認定



○自衛隊の日常の勤務(訓練や任務)においては、隊員が急患となった際の救急救命処置を想定

○自衛隊のMC協議会

・設置

自衛隊	設置時期	MC協議会長	評議員
陸上自衛隊	平成22年	陸幕衛生部企画室長	幕僚監部課長・班長 医務官、医務長 衛生学校・教育部の教官 病院の救急科医官等
海上自衛隊	平成19年	海幕衛生企画室長	
航空自衛隊	平成21年	自衛隊岐阜病院長	

- ・プロトコール策定(除細動、器具を用いた気道の確保、静脈路確保と輸液)
- ・プロトコールに基づく教育
- ・事後検証(心肺停止症例、AED症例、艦艇から緊急搬送した症例等)
- ・オンラインMC(艦艇乗組員に急患が発生した際に具体的な指示)



陸上自衛隊MCにおける評価態勢

第一線救護における防衛省CMCのための基盤を保有

各部隊等

①部隊で発生した心停止
(心室細動)に対してAEDを
用いた救命処置を実施

各方面総監部医務官

②部隊から事後検証票、
AEDデータを収集



報告



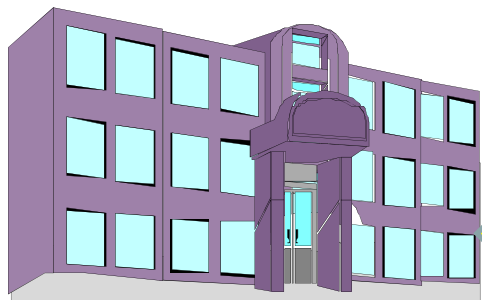
情報提供

意見照会

報告

自衛隊中央病院

陸上自衛隊衛生学校



陸自メディカルコントロール協議会

陸上自衛隊のメディカルコントロールに関する有識者で構成
⇒衛生科隊員が実施した救命処置を検証する体制の整備



情報提供

④検証内容について協議会にて
検討し、衛生科隊員が実施した救
命処置の医学的妥当性を保証



③AED使用記録データを専
用の解析ソフトを用いて解析
し、実施された一次救命処置
内容等を検証

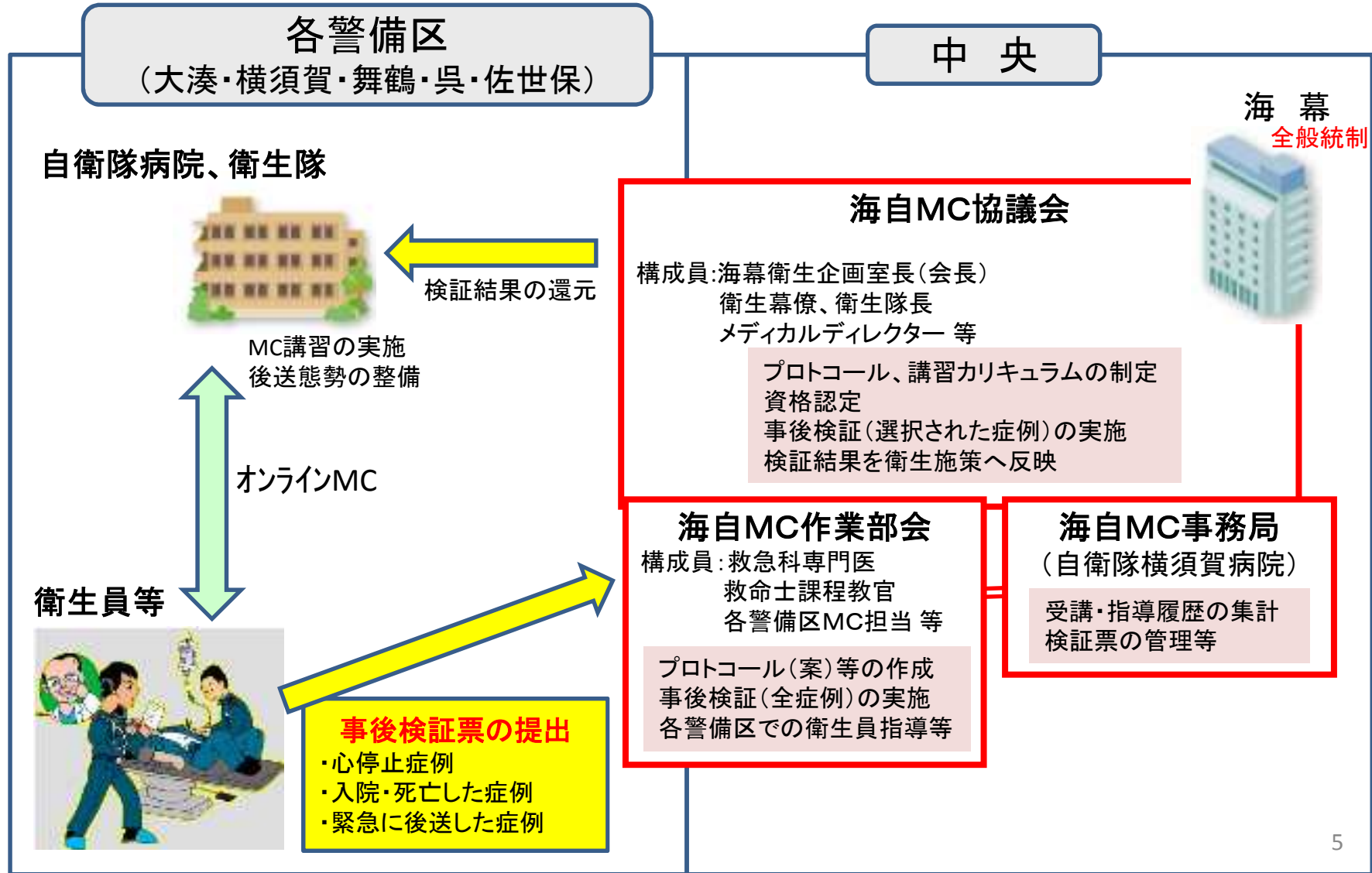
⑤検証資料を基に治療基準を
見直し、教育内容に反映させ、
そして、衛生科隊員が実施す
る救命処置の質の向上を目指
す。



海上自衛隊MCにおける評価態勢

第一線救護における防衛省CMCのための基盤を保有

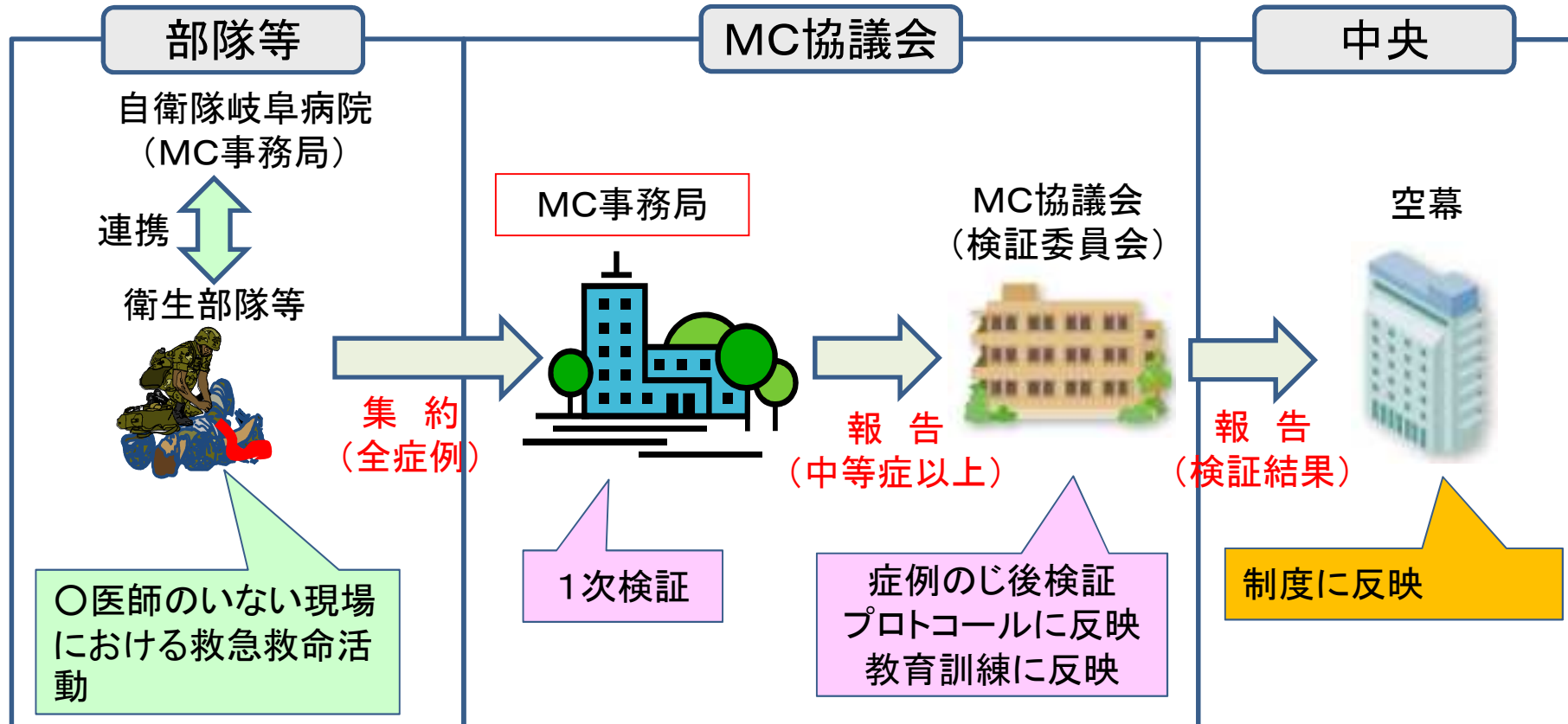
平成23年度より運用開始





航空自衛隊MCにおける評価態勢

第一線救護における防衛省CMCのための基盤を保有





○目的

有事の際に、戦傷者の防ぎ得た死をなくすため、第一線救命隊員が実施する有事緊急救命処置の質を医学的観点から保障すること。

○定義

- ・第一線救命隊員: 救急救命士及び准看護師の資格を有し、定められた教育(資料4参照)を修了した自衛官
- ・有事緊急救命処置: 有事において、第一線救命隊員が、戦闘で負傷した自衛官に対して実施する外科的気道確保、胸腔穿刺、骨髄輸液等、防衛省として新たに定める処置

○防衛省CMC体制の概要

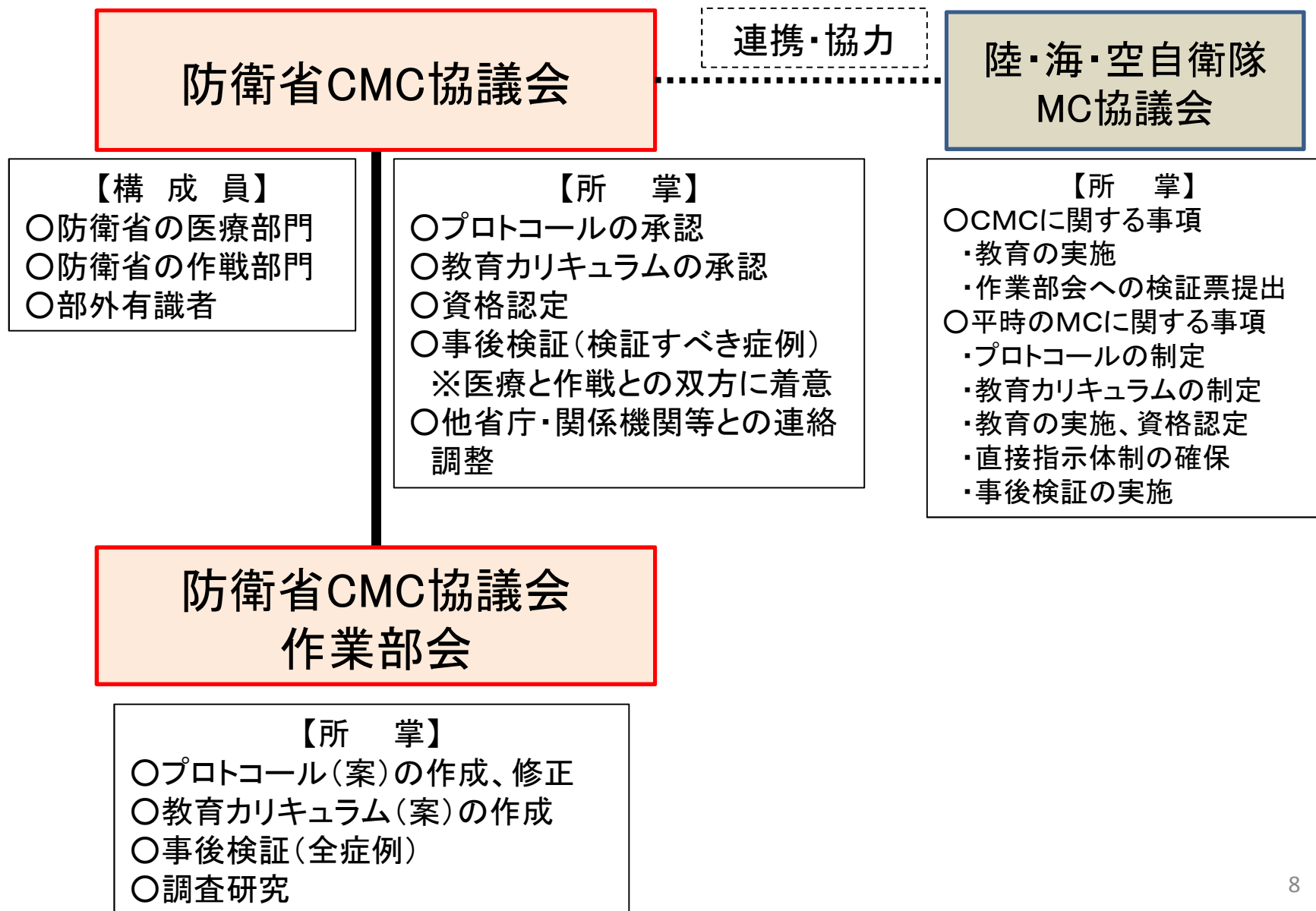
- ・事前のCMC: プロトコルの策定、教育の実施
- ・処置の実施: 医官と第一線救命隊員は自衛隊という同一組織に属し、組織内の指揮・統制関係に則って、医官(医師)の指示、指導・助言を受ける。ただし、具体的指示のための通信環境の構築は困難である。
- ・事後のCMC: 事後検証、検証結果の施策、プロトコル及び教育へのフィードバック。なお、事後検証にあたっては、医療と作戦との双方に着意する。

○防衛省CMC体制の組織体系

有事の際に第一線救命隊員が適確な救命のため、新たな処置を実施するためには、防衛省の医療・作戦部門のみならず部外有識者の参画により医学専門性と透明性を確保した体制整備が必要



防衛省CMC体制の組織体系(案)





第一線救護に係る防衛省CMC体制のイメージ図

